

キャリアコンサルタントであって厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件案要綱の概要

- ▶ 特定一般教育訓練及び専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の支給申請に当たって、受講予定者は「訓練前キャリアコンサルティング」を受けることが義務づけられている（雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第101条の2の11の2及び第101条の2の12）。また、訓練前キャリアコンサルティングを提供するキャリアコンサルタント（以下「訓練対応キャリアコンサルタント」という。）は、特定の研修の受講が義務づけられている。
- ▶ 現状、訓練前キャリアコンサルティングにおいて、訓練対応キャリアコンサルタントが所属する法人・団体が行う特定一般教育訓練又は専門実践教育訓練へ不当に勧誘することを防ぐため、標題の告示において「特定一般教育訓練若しくは専門実践教育訓練を行う法人若しくは団体に雇用されていない者又は当該法人若しくは団体の役員でない者であること」とされている。
- ▶ 一方で、専門実践教育訓練として指定されているキャリアコンサルタント養成講習を提供している法人・団体は、キャリアコンサルタントを雇用してキャリアコンサルティングサービスを併せて提供しているケースが多いことから、当該法人・団体に属しているキャリアコンサルタントは、当該法人・団体に「雇用されている」ことのみにより、訓練前キャリアコンサルティングを提供できない現状となっている。
- ▶ 今後、学び・学び直しのニーズの増加が見込まれる中、より多くのキャリアコンサルタントが、そのニーズに応えることができるよう、所要の見直しを行うこととする。

※ 別途、訓練前キャリアコンサルティングにおける特定一般教育訓練又は専門実践教育訓練の不当な勧誘を防止する措置を講ずる。

改正の概要

「訓練対応キャリアコンサルタント」の要件のうち、特定一般教育訓練若しくは専門実践教育訓練を行う法人若しくは団体に雇用されていない者又は当該法人若しくは団体の役員でない者であることを削除する。

同時に、訓練対応キャリアコンサルタントが自身の所属する法人・団体が行う特定一般教育訓練等へ不当に勧誘することを防ぐ措置は、雇用保険法施行規則の改正(※1)で措置する。

※1 別途、以下の措置を講じる方向で職業安定分科会に諮問予定

- ✓ 雇用保険法施行規則において訓練前キャリアコンサルティング実施上の留意事項（適切な講座選択を支援すること及び不当な勧誘を行わないこと）を新たに規定（3月の職業安定分科会において諮問予定）

※2 その他、以下の対応を行う

- ✓ 訓練対応キャリアコンサルタントが受講する研修(※)に上記留意事項を盛り込む
- ✓ 教育訓練給付金の支給申請時に不当な勧誘を行っていないことを確認する

(※) 本告示により、訓練対応キャリアコンサルタントの要件として「厚生労働省が委託して実施する研修を受けていること」とされている。
訓練対応キャリアコンサルタント向け研修の修了者：約5,800人（令和6年1月時点）

施行期日等

公布日：令和6年3月下旬(予定)

施行期日：令和6年4月1日(予定)